

議第149号

漁港事業に要する費用の一部負担について

県は、令和元年度において実施する漁港事業に要する費用の一部を、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

漁港名	所在地		工種	負担額	負担者
	郡市	町村			
由良漁港	鶴岡		漁港施設整備	工事費の0.7/10に相当する額	鶴岡市
米子漁港	〃		〃	〃	〃
吹浦漁港	飽海	遊佐	〃	〃	遊佐町

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

提案理由

漁港事業に要する費用の一部を受益市町に対し負担させるため、地方財政法第27条第2項の規定により提案するものである。

議第150号

かんがい排水事業等に要する費用の一部負担について

県は、令和元年度において実施するかんがい排水事業等に要する費用の一部を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

地区名	所在地	事業名	工種	負担額	負担者
西部	山形市	かんがい排水事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	山形市
最上川 中流	〃	基幹水利施設ストックマネジメント事業	〃	〃	〃
最上堰	〃	防災減災事業	農地保全・防災	工事費の8/100に相当する額	〃
蔵王上野	〃	〃	〃	工事費の1/10に相当する額	〃
南山形	〃	〃	〃	工事費の14/100に相当する額	〃
最上川 中流1	〃	基幹水利施設管理事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	〃
最上川 中流2	〃	〃	〃	〃	〃
米沢1	米沢市	基幹水利施設ストックマネジメント事業	〃	〃	米沢市
塩井	〃	水田農業低コスト・高付加価値化基盤整備事業	〃	〃	〃
間坂	〃	防災減災事業	農地保全・防災	工事費の11/100に相当する額	〃
米沢 平野1	〃	基幹水利施設管理事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	〃
米沢 平野2	〃	〃	〃	〃	〃
米沢 平野3	〃	〃	〃	〃	〃

地区名	所在地	事業名	工種	負担額	負担者
上堰・八カ村堰	鶴岡市	かんがい排水事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	鶴岡市
十一カ村堰	〃	〃	〃	〃	〃
長沼堰	〃	〃	〃	〃	〃
大泉	〃	基幹水利施設ストックマネジメント事業	〃	〃	〃
田沢	〃	〃	〃	〃	〃
上堰下流	〃	水利区域内農地集積促進整備事業	〃	〃	〃
鎌田	〃	水田農業低コスト・高付加価値化基盤整備	〃	〃	〃
たらのきだ い	〃	〃	〃	〃	〃
金森目1期	〃	〃	〃	〃	〃
金森目2期	〃	〃	〃	〃	〃
京田川	〃	防災減災事業	農地保全・防災	工事費の11/100に相当する額	〃
沖堰	〃	〃	〃	工事費の14/100に相当する額	〃
庄内砂丘	〃	〃	〃	〃	〃
五斗畑	〃	〃	〃	〃	〃
黒岩堰	〃	〃	〃	〃	〃
赤川	〃	国営造成施設維持管理事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	〃

地区名	所在地	事業名	工種	負担額	負担者
赤川2	鶴岡市	基幹水利施設管理事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	鶴岡市
最上川 下流	〃	〃	〃	〃	〃
吉田新堀 西野	酒田市	かんがい排水事業	〃	〃	酒田市
田沢川	〃	〃	〃	〃	〃
町堰	〃	〃	〃	〃	〃
南幹線	〃	基幹水利施設ストックマネジメント事業	〃	〃	〃
広野	〃	水田農業低コスト・高付加価値化基盤整備事業	〃	〃	〃
坂野辺	〃	〃	〃	〃	〃
備畑	〃	〃	〃	〃	〃
円能寺・ 沖	〃	〃	〃	〃	〃
庄内砂丘	〃	防災減災事業	農地保全・防災	工事費の14/100に相当する額	〃
柳沢	〃	〃	〃	〃	〃
本溝	〃	〃	〃	〃	〃
金谷	〃	〃	〃	〃	〃
赤川	〃	国営造成施設維持管理事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	〃
赤川2	〃	基幹水利施設管理事業	〃	〃	〃

地区名	所在地	事業名	工種	負担額	負担者
最上川 下流右岸	酒田市	基幹水利施設管理 事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	酒田市
最上川下 流右岸2	〃	〃	〃	〃	〃
最上川 下流	〃	〃	〃	〃	〃
塩野	新庄市	水利区域内農地集 積促進整備事業	〃	〃	新庄市
高壇	〃	水田農業低コスト ・高付加価値化基 盤整備事業	〃	〃	〃
鶴の子	〃	〃	〃	〃	〃
最上堰	寒河江市	防災減災事業	農地保全・防 災	工事費の8/100に相当する 額	寒河江市
寒河江 南部	〃	〃	〃	工事費の14/100に相当する 額	〃
幸生大堰	〃	〃	〃	〃	〃
寒河江川 下流	〃	基幹水利施設管理 事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	〃
上山	上山市	基幹水利施設スト ックマネジメント 事業	〃	〃	上山市
最上川 中流	〃	〃	〃	〃	〃
松沢	〃	水田農業低コスト ・高付加価値化基 盤整備事業	〃	〃	〃
権現堂	〃	防災減災事業	農地保全・防 災	工事費の14/100に相当する 額	〃
最上川 中流2	〃	基幹水利施設管理 事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	〃
西郷名取	村山市	水田農業低コスト ・高付加価値化基 盤整備事業	〃	〃	村山市

地区名	所在地	事業名	工種	負担額	負担者
新西	村山市	水田農業低コスト・高付加価値化基盤整備事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	村山市
北谷地	〃	〃	〃	〃	〃
中田	〃	〃	〃	〃	〃
袖崎	〃	防災減災事業	農地保全・防災	工事費の14/100に相当する額	〃
北村	〃	〃	〃	工事費の1/10に相当する額	〃
長瀬河島	〃	〃	〃	工事費の11/100に相当する額	〃
清水	〃	〃	〃	工事費の14/100に相当する額	〃
幕井	〃	〃	〃	〃	〃
寒河江川下流	〃	基幹水利施設管理事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	〃
野川	長井市	基幹水利施設ストックマネジメント事業	〃	〃	長井市
諏訪堰	〃	〃	〃	〃	〃
成田1期	〃	水田農業低コスト・高付加価値化基盤整備事業	〃	〃	〃
草岡1期	〃	〃	〃	〃	〃
成田2期	〃	〃	〃	〃	〃
草岡2期	〃	〃	〃	〃	〃
諏訪堰2期	〃	防災減災事業	農地保全・防災	工事費の8/100に相当する額	〃

地区名	所在地	事業名	工種	負担額	負担者
白川1	長井市	基幹水利施設管理事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	長井市
白川2	〃	〃	〃	〃	〃
白川3	〃	〃	〃	〃	〃
最上川 中流	天童市	基幹水利施設ストックマネジメント事業	〃	〃	天童市
天童	〃	〃	〃	〃	〃
最上堰	〃	防災減災事業	農地保全・防災	工事費の8/100に相当する額	〃
最上川 中流1	〃	基幹水利施設管理事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	〃
最上川 中流2	〃	〃	〃	〃	〃
小田島	東根市	防災減災事業	農地保全・防災	〃	東根市
北村	〃	〃	〃	〃	〃
東根 大木沢	〃	〃	〃	工事費の11/100に相当する額	〃
東根 一の沢	〃	〃	〃	〃	〃
東根	〃	〃	〃	工事費の14/100に相当する額	〃
長瀬河島	〃	〃	〃	工事費の11/100に相当する額	〃
峯岸	尾花沢市	かんがい排水事業	生産基盤	工事費の15/100に相当する額	尾花沢市
村山北部	〃	基幹水利施設ストックマネジメント事業	〃	工事費の1/10に相当する額	〃

地区名	所在地	事業名	工種	負担額	負担者
村山北部2	尾花沢市	基幹水利施設ストックマネジメント事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	尾花沢市
鶴沢	〃	防災減災事業	農地保全・防災	工事費の11/100に相当する額	〃
村山北部1	〃	基幹水利施設管理事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	〃
村山北部2	〃	〃	〃	〃	〃
村山北部3	〃	〃	〃	〃	〃
黒井堰	南陽市	かんがい排水事業	〃	〃	南陽市
屋代郷・ 湫郷堰1	〃	基幹水利施設ストックマネジメント事業	〃	〃	〃
蛭沢	〃	防災減災事業	農地保全・防災	工事費の11/100に相当する額	〃
大谷地	〃	〃	〃	〃	〃
米沢平野1	〃	基幹水利施設管理事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	〃
米沢平野2	〃	〃	〃	〃	〃
米沢平野3	〃	〃	〃	〃	〃
西部	東村山郡 山辺町	かんがい排水事業	〃	〃	山辺町
最上川 中流	〃	基幹水利施設ストックマネジメント事業	〃	〃	〃
最上堰	〃	防災減災事業	農地保全・防災	工事費の8/100に相当する額	〃
最上川 中流2	〃	基幹水利施設管理事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	〃



地区名	所在地	事業名	工種	負担額	負担者
最上堰	東村山郡 中山町	防災減災事業	農地保全・防 災	工事費の8/100に相当する 額	中山町
天童	西村山郡 河北町	基幹水利施設スト ックマネジメント 事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	河北町
谷地堰	〃	〃	〃	〃	〃
北谷地	〃	水田農業低コスト ・高付加価値化基 盤整備事業	〃	〃	〃
引竜	〃	〃	〃	〃	〃
平田	〃	防災減災事業	農地保全・防 災	工事費の11/100に相当する 額	〃
寒河江川 下流	〃	基幹水利施設管理 事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	〃
吉川	西村山郡 西川町	防災減災事業	農地保全・防 災	工事費の14/100に相当する 額	西川町
元能中	西村山郡 朝日町	水田農業低コスト ・高付加価値化基 盤整備事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	朝日町
中郷	〃	防災減災事業	農地保全・防 災	工事費の11/100に相当する 額	〃
最上堰	西村山郡 大江町	〃	〃	工事費の8/100に相当する 額	大江町
大江中部	〃	〃	〃	防災ため池工事については 工事費の14/100、地震対策 ため池防災工事については 工事費の11/100、用排水施 設整備事業については工事 費の11/100に相当する額	〃
大江三郷	〃	〃	〃	工事費の11/100に相当する 額	〃
寒河江川 下流	〃	基幹水利施設管理 事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	〃

地区名	所在地	事業名	工種	負担額	負担者
村山北部	北村山郡 大石田町	基幹水利施設ストックマネジメント事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	大石田町
村山北部2	〃	〃	〃	〃	〃
横山第一	〃	水田農業低コスト・高付加価値化基盤整備事業	〃	〃	〃
大浦	〃	〃	〃	〃	〃
村山北部1	〃	基幹水利施設管理事業	〃	〃	〃
村山北部2	〃	〃	〃	〃	〃
村山北部3	〃	〃	〃	〃	〃
泉田川	最上郡 金山町	〃	〃	〃	金山町
泉田川2	〃	〃	〃	〃	〃
小松原田	最上郡 舟形町	水田農業低コスト・高付加価値化基盤整備事業	〃	〃	舟形町
三光堰西1期	〃	〃	〃	〃	〃
富田	〃	防災減災事業	農地保全・防災	工事費の14/100に相当する額	〃
平岡1期	最上郡 真室川町	水田農業低コスト・高付加価値化基盤整備事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	真室川町
春木	〃	〃	〃	〃	〃
平岡2期	〃	〃	〃	〃	〃
真室川北部1期	〃	〃	〃	〃	〃

地区名	所在地	事業名	工種	負担額	負担者
釜淵	最上郡 真室川町	防災減災事業	農地保全・防 災	工事費の14/100に相当する 額	真室川町
泉田川	〃	基幹水利施設管理 事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	〃
泉田川2	〃	〃	〃	〃	〃
赤松通り	最上郡 大蔵村	水田農業低コスト ・高付加価値化基 盤整備事業	〃	〃	大蔵村
烏川赤松	〃	〃	〃	〃	〃
熊高	〃	〃	〃	〃	〃
三光堰 西1期	〃	〃	〃	〃	〃
赤松3期	〃	防災減災事業	農地保全・防 災	工事費の9/100に相当する 額	〃
鮭川	最上郡 鮭川村	かんがい排水事業	生産基盤	工事費の14/100に相当する 額	鮭川村
宇津森	〃	水田農業低コスト ・高付加価値化基 盤整備事業	〃	工事費の1/10に相当する額	〃
鶴田野	〃	防災減災事業	農地保全・防 災	〃	〃
泉田川	〃	基幹水利施設管理 事業	生産基盤	〃	〃
泉田川2	〃	〃	〃	〃	〃
戸沢	最上郡 戸沢村	水田農業低コスト ・高付加価値化基 盤整備事業	〃	〃	戸沢村
蔵岡	〃	防災減災事業	農地保全・防 災	工事費の12/100に相当する 額	〃
黒井堰	東置賜郡 高島町	かんがい排水事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	高島町

地区名	所在地	事業名	工種	負担額	負担者
屋代郷1	東置賜郡 高島町	基幹水利施設ストックマネジメント事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	高島町
米沢1	〃	〃	〃	〃	〃
蛭沢	〃	防災減災事業	農地保全・防災	工事費の11/100に相当する額	〃
大谷地	〃	〃	〃	〃	〃
大畑	〃	〃	〃	工事費の3/100に相当する額	〃
米沢平野1	〃	基幹水利施設管理事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	〃
米沢平野2	〃	〃	〃	〃	〃
米沢平野3	〃	〃	〃	〃	〃
両堰	東置賜郡 川西町	基幹水利施設ストックマネジメント事業	〃	〃	川西町
高山	〃	水田農業低コスト・高付加価値化基盤整備事業	〃	〃	〃
宮地	〃	〃	〃	〃	〃
谷地	〃	〃	〃	〃	〃
大塚西部1期	〃	〃	〃	〃	〃
飯坂	〃	防災減災事業	農地保全・防災	工事費の14/100に相当する額	〃
四ツ釜	〃	〃	〃	〃	〃
間坂	〃	〃	〃	工事費の11/100に相当する額	〃

地区名	所在地	事業名	工種	負担額	負担者
米沢平野 1	東置賜郡川西町	基幹水利施設管理事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	川西町
米沢平野 2	〃	〃	〃	〃	〃
米沢平野 3	〃	〃	〃	〃	〃
白川 1	〃	〃	〃	〃	〃
白川 2	〃	〃	〃	〃	〃
白川 3	〃	〃	〃	〃	〃
諏訪堰	西置賜郡白鷹町	基幹水利施設ストックマネジメント事業	〃	〃	白鷹町
川戸・金剛	〃	防災減災事業	農地保全・防災	工事費の14/100に相当する額	〃
諏訪堰 2 期	〃	〃	〃	工事費の8/100に相当する額	〃
御影	〃	〃	〃	工事費の14/100に相当する額	〃
山王原	西置賜郡飯豊町	水田農業低コスト・高付加価値化基盤整備事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	飯豊町
手ノ子	〃	〃	〃	〃	〃
上郷	〃	〃	〃	〃	〃
飯豊	〃	防災減災事業	農地保全・防災	工事費の14/100に相当する額	〃
白川 1	〃	基幹水利施設管理事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	〃
白川 2	〃	〃	〃	〃	〃

地区名	所在地	事業名	工種	負担額	負担者
白川3	西置賜郡 飯豊町	基幹水利施設管理 事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	飯豊町
沖堰	東田川郡 三川町	防災減災事業	農地保全・防 災	工事費の14/100に相当する 額	三川町
赤川	〃	国営造成施設維持 管理事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	〃
赤川2	〃	基幹水利施設管理 事業	〃	〃	〃
上堰・ 八カ村堰	東田川郡 庄内町	かんがい排水事業	〃	〃	庄内町
吉田新堀 西野	〃	〃	〃	〃	〃
十一カ村 堰	〃	〃	〃	〃	〃
廿六木堰	〃	〃	〃	〃	〃
町堰	〃	〃	〃	〃	〃
上堰下流	〃	水利区域内農地集 積促進整備事業	〃	〃	〃
肝煎	〃	水田農業低コスト ・高付加価値化基 盤整備事業	〃	〃	〃
常万1期	〃	〃	〃	〃	〃
高田麦	〃	〃	〃	〃	〃
西興野	〃	〃	〃	〃	〃
最上川 下流右岸	〃	基幹水利施設管理 事業	〃	〃	〃
最上川下 流右岸2	〃	〃	〃	〃	〃

地区名	所在地	事業名	工種	負担額	負担者
最上川 下流	東田川郡 庄内町	基幹水利施設管理 事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	庄内町
月光川	飽海郡 遊佐町	基幹水利施設スト ックマネジメント 事業	〃	〃	遊佐町
杉沢前田	〃	水田農業低コスト ・高付加価値化基 盤整備事業	〃	〃	〃
当山1期	〃	〃	〃	〃	〃

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

#### 提案理由

かんがい排水事業等に要する費用の一部を受益市町村に対し負担させるため、土地改良法第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定により提案するものである。

議第151号

転作畑対策事業等に要する費用の一部負担について

県は、令和元年度において実施する転作畑対策事業等に要する費用の一部を、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

地区名	所在地	事業名	工種	負担額	負担者
鶴岡北部	鶴岡市	転作畑対策事業	用排水施設	工事費の13.5/100に相当する額	鶴岡市
庄内赤川	〃	地域用水環境整備事業	小水力発電施設	工事費の1/10に相当する額	〃
笹川	〃	〃	〃	〃	〃
酒田	酒田市	転作畑対策事業	用排水施設	一般地域については工事費の15/100、中山間等指定地域については工事費の13.5/100に相当する額	酒田市
新庄	新庄市	地域用水環境整備事業	小水力発電施設	工事費の1/10に相当する額	新庄市
新庄2	〃	河川内水利施設適正化事業	施設撤去	工事費の18/100に相当する額	〃
野川	長井市	地域用水環境整備事業	小水力発電施設	工事費の1/10に相当する額	長井市
更生堰	天童市	農村生活環境基盤整備事業	農村生活環境基盤	工事費の22.5/100に相当する額	天童市
村山北部	尾花沢市	河川内水利施設適正化事業	施設撤去	工事費の19/100に相当する額	尾花沢市
〃	北村山郡大石田町	〃	〃	〃	大石田町
野川	西置賜郡飯豊町	地域用水環境整備事業	小水力発電施設	工事費の1/10に相当する額	飯豊町
月光川	飽海郡遊佐町	〃	〃	〃	遊佐町

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。



#### 提 案 理 由

転作畑対策事業等に要する費用の一部を受益市町に対し負担させるため、地方財政法第27条第2項の規定により提案するものである。

議第152号

都市計画街路事業に要する費用の一部負担について

県は、令和元年度において実施する都市計画街路事業に要する費用の一部を、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

路線名	所在地		工種	負担額	負担者
	郡市	町村			
四日町日月山線	山形		道路改良事業	工事費の0.384/10に相当する額	山形市
旅籠町八日町線	〃		〃	〃	〃
東原村木沢線	〃		〃	〃	〃
北本町飛田線	新庄		〃	〃	新庄市
赤湯停車場線	南陽		〃	〃	南陽市
桐町成田線	長井		〃	〃	長井市
羽黒橋加茂線	鶴岡		〃	〃	鶴岡市
藤島駅笹花線	〃		〃	〃	〃
道形黄金線	〃		〃	〃	〃
豊里十里塚線	酒田		〃	〃	酒田市

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

提案理由

都市計画街路事業に要する費用の一部を受益市に対し負担させるため、地方財政法第27条第2項の規定により提案するものである。

議第153号

流域下水道の建設事業に要する費用の一部負担について

県は、令和元年度において実施する流域下水道の建設事業に要する費用の一部を、下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

事業名	所在地		工種	負担額	負担者
	郡市	町村			
最上川流域下水道 (山形処理区)	山形		流域下水道事業	管渠及び管理棟その他知事の定める施設については工事費の2.5/10、終末処理施設（管理棟その他知事の定める施設を除く。）については工事費の1/6に相当する額	山形市
（ ）	上山		〃	〃	上山市
（ ）	天童		〃	〃	天童市
（ ）	東村山	山辺	〃	〃	山辺町
（ ）	〃	中山	〃	〃	中山町
（村山処理区）	天童		〃	〃	天童市
（ ）	西村山	河北	〃	〃	河北町
（ ）	村山		〃	〃	村山市
（ ）	東根		〃	〃	東根市

事業名	所在地		工種	負担額	負担者
	郡市	町村			
最上川流域下水道 (村山処理区)	尾花沢		流域下水道事業	管渠及び管理棟その他知事の定める施設については工事費の2.5/10、終末処理施設(管理棟その他知事の定める施設を除く。)については工事費の1/6に相当する額	尾花沢市 大石田町 環境衛生 事業組合
〃 ( 〃 )	北村山	大石田	〃	〃	〃
〃 (置賜処理区)	南陽		〃	〃	南陽市
〃 ( 〃 )	東置賜	高畠	〃	〃	高畠町
〃 ( 〃 )	〃	川西	〃	〃	川西町
最上川下流 流域下水道 (庄内処理区)	鶴岡		〃	〃	鶴岡市
〃 ( 〃 )	酒田		〃	〃	酒田市
〃 ( 〃 )	東田川	三川	〃	〃	三川町
〃 ( 〃 )	〃	庄内	〃	〃	庄内町

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

#### 提案理由

流域下水道の建設事業に要する費用の一部を受益市町及び組合に対し負担させるため、下水道法第31条の2第2項の規定により提案するものである。

議第154号

道路事業に要する費用の一部負担について

県は、令和元年度において実施する道路事業に要する費用の一部を、道路法（昭和27年法律第180号）第52条第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

路 線 名	所 在 地		工 種	負 担 額	負 担 者
	郡 市	町 村			
新庄次年子村山線	村 山		道路改良事業	工事費の1/10に相当する額	村 山 市
大石田土生田線	〃		〃	工事費の0.3/10に相当する額	〃
〃	〃		〃	工事費の0.7/10に相当する額	大石田町
村山大石田線	〃		〃	工事費の1/10に相当する額	村 山 市
寒河江村山線	東 根		〃	〃	東 根 市

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

提 案 理 由

道路事業に要する費用の一部を受益市町に対し負担させるため、道路法第52条第2項の規定により提案するものである。

議第155号

港湾事業に要する費用の一部負担について

県は、令和元年度において実施する港湾事業に要する費用の一部を、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

港湾名	所在地		工種	負担額	負担者
	郡市	町村			
加茂港	鶴岡		港湾局部改良事業	工事費の0.5/10に相当する額	鶴岡市
酒田港	酒田		港湾改修事業	工事費のうち100,000千円までの部分については0.5/10、100,000千円を超え1,000,000千円までの部分については0.25/10、1,000,000千円を超える部分については0.05/10にそれぞれ相当する額の合計額	酒田市
〃	〃		港湾局部改良事業	工事費の0.5/10に相当する額	〃
〃	〃		港湾交流拠点整備事業	工事費の1/10に相当する額	〃

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

提案理由

港湾事業に要する費用の一部を受益市に対し負担させるため、地方財政法第27条第2項の規定により提案するものである。

議第156号

急傾斜地崩壊対策事業に要する費用の一部負担について

県は、令和元年度において実施する急傾斜地崩壊対策事業に要する費用の一部を、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

指定区域名	所在地		工 種	負 担 額	負 担 者
	郡 市	町 村			
岩 波	山 形		急傾斜地崩壊対策事業	工事費の0.5/10に相当する額	山 形 市
風 間（2）	〃		〃	〃	〃
北 目（4）	天 童		〃	工事費の1/10に相当する額	天 童 市
釜 淵（2）	最 上	真室川	〃	工事費の0.5/10に相当する額	真室川町
内 田 元	鶴 岡		〃	工事費の1/10に相当する額	鶴 岡 市
滝 野 本	〃		〃	〃	〃
松 の 木	東田川	庄 内	〃	工事費の0.5/10に相当する額	庄 内 町

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

提 案 理 由

急傾斜地崩壊対策事業に要する費用の一部を受益市町に対し負担させるため、地方財政法第27条第2項の規定により提案するものである。